

仕 様 書

1 件名

仙台第3合同庁舎消防用設備等点検

2 目的

本業務は、消防法令に基づく有資格者による定期点検を行い、常に消防用設備の正常な動作を確保すること及び適切な防災管理の維持を目的とする。

3 履行場所

仙台市宮城野区五輪一丁目3番15号

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 監督及び検査

- (1) 監督職員が本仕様書等の内容に適合するか否かについて、監督を行う。
- (2) 検査職員が給付の終了した旨の通知を受けた日から10日以内に検査を行う。

6 提出書類

- (1) 作業工程表及び作業従事者名簿
契約後14日以内に作業工程表及び作業従事者名簿を提出すること。
- (2) 点検報告書
各点検作業等終了後、消防法第17条の3の3及び消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2に基づき点検結果報告書を各2部提出すること。

7 代金支払等

代金の支払いは1回払とし、検査合格後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

8 連絡及び指示事項

- (1) 本仕様書は、点検業務の概要を示すものであるから、消防法令上当然実施しなければならないものは勿論、軽微な部分で記載のない事項でも係官と打ち合わせのうえ実施すること。
- (2) この業務に要する各種表示ランプ、各種ヒューズ、ビス、ナット、ネジ類、各種発信機保護カバー、各種パッキン、封印用材（ラベル等）等軽微な消耗品は、受注者負担とする。
- (3) 突発的事故及び障害発生により、設備の運用に支障が生じた場合は、速やかに点検し整備復旧を図るものとする。ただし、復旧に係る費用は、誠実な保守をもって防ぎ得なかったものと認める場合は別途考慮するものとする。
- (4) 点検にあたっては、消防法令に基づく有資格者で点検業務に精通した者1名を責任者とするとともに作業員を指定し、これらの者の住所・氏名及び資格等書面をもって通知すること。なお、点検業務責任者は、法令上の手続き一切を行うこと。

- (5) その他必要事項は、係官の指示によること。
- (6) 作業実施日は発注者及び受注者協議のうえ決定すること。
- (7) 各消防用設備等について、消防法令による機器・総合の各点検を次の時期に実施すると共に消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第1項の規定による点検（以下「防災管理点検」という。）を実施すること。なお、本仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」及び関係法規によること。

9 作業内容

(1) 消火器

ア 粉末ABC消火器（10型）	131本
イ 粉末ABC消火器（20型）	5本
ウ 二酸化炭素（5型）	26本
エ 水消火器（潤滑剤等入）	6本
オ 強化液	1本

機器点検（9月期及び3月期）

安全栓、レバー、封印、キャップ、ホース等に変形、損傷、脱落、本体容器からの薬剤漏れ、腐食等の有無を確認すること。

(2) 屋内消火栓設備

ア 加圧送水装置	1台
イ 消火栓箱等	29箇所
ウ ポンプ操作盤	1台
エ 呼水装置	1台
オ 起動用スイッチ	29箇所

① 機器点検（9月期及び3月期）

水源、加圧送水装置、配管、消火栓箱等の外観的異常の有無確認すること。また、電動機の制御装置、起動装置、呼水装置、加圧送水装置の機能的異常の有無を点検すること。

② 総合点検（3月期）

機器点検に合わせて、手動により直接起動させ放出試験し、放水圧力・量、運転電流及び配線の総合点検をすること。

(3) スプリンクラー設備

ア 加圧送水装置	1台
イ 自動起動装置	1台
ウ ヘッド	109箇所
エ 操作盤	1箇所
オ 流水検知装置	2台
カ 呼水装置	1台
キ 送水口	4箇所
ク 圧力スイッチ	1箇所

① 機器点検（9月期及び3月期）

水源、加圧送水装置、配管、ヘッド等の外観的異常の有無を確認すること。また、水源、電動機の制御装置、起動装置、操作盤の機能的異常の有無を点検すること。

② 総合点検（3月期）

機器点検に合わせて、起動性能等を点検し、非常時に作動することの確認及び配線の総合点検を行うこと。

（4）泡消火設備

ア	加圧送水装置	1台
イ	泡タンク（400ℓ）	1台
ウ	ポンプ操作盤	1台
エ	起動装置	1台
オ	泡放出口	203箇所
カ	流水検知装置	1台
キ	開放弁（一斉・手動）	37箇所
ク	混合装置	1台
ケ	閉鎖型ヘッド（火災感知装置）	109箇所
コ	呼水装置	1台
サ	専用電源装置	1台

① 機器点検（9月期及び3月期）

水源、ポンプ設備、動力設備の異常の有無を点検すること。

また、各弁の開閉状況を点検すること。

② 総合点検（3月期）

機器点検に合わせて、制御装置及び火災感知装置の動作確認、ポンプ設備の起動性能、配管、放水試験並びに配線点検を行うこと。

放水試験は、水を放出することとし、地下駐車場の1区画のみ行うこと。

その際、駐車車両等に放出した水が付着しないよう注意すること。

（5）自動火災報知設備

ア	受信機R型（255回線×4系統）	1台
イ	中継器（発信機用）	29台
ウ	中継器（感知器用）	2台
エ	光電式アナログ式スポット型感知器（2種相当）	266箇所
オ	光電式スポット型感知器（2波長式）	11箇所
カ	熱アナログ式スポット型感知器（防水型）	141箇所
キ	差動式スポット型感知器（普通型）	377箇所
ク	定温式スポット型感知器（防爆型）	4箇所
ケ	P型1級発信機	29箇所
コ	地区音響装置（ベル）	58箇所
サ	中継器盤	8台
シ	消火栓起動装置	1台
ス	電源装置（常用・予備）	1式

① 機器点検（9月期及び3月期）

電源、受信機、感知器等の外観を点検し、端子盤の結線確認、電源、受信機、感知器、発信機、表示灯、音響装置の動作が正常か確認すること。

② 総合点検（3月期）

機器点検に合わせて、煙感知器等の感度、音響装置の音圧、総合作動状況及び配線の総合点検を行うこと。

（6）非常放送設備

ア 増幅器 (440W)	1 台
イ スピーカー	328 箇所
ウ 電源装置 (常用・非常)	1 式
エ 起動装置 (押しボタン)	1 箇所

① 機器点検 (9 月期及び 3 月期)

電源、放送設備の外観的異常の有無を点検し、機能的動作が正常であるか確認すること。

② 総合点検 (3 月期)

機器点検に合わせて、総合作動状況、スピーカーの音圧及び配線の総合点検を行うこと。

(7) 誘導灯及び誘導標識

ア 誘導灯 (B 級)	60 箇所
イ 誘導灯 (C 級)	5 箇所
ウ 誘導標識	102 箇所

① 機器点検 (9 月期及び 3 月期)

視認障害、外形損傷、点灯状況の外観的異常の有無を点検し、常用電源を遮断した場合、非常電源への切り替えが自動的に行われ、復旧状況が正常であるか確認すること。

② 総合点検 (3 月期)

機器点検に合わせて、配線の総合点検を行うこと。

(8) 防火・排煙設備

ア 制御盤 (自動火災報知設備受信盤と兼用)	
イ 煙感知器 (自動火災報知設備感知器と兼用)	
ウ 防排煙ダンパー	27 箇所
エ 排煙口	20 箇所
オ 可動垂れ壁	4 箇所
カ 防火戸	86 箇所
キ 排煙装置	5 台
ク 定温式スポット型熱感知器 (1 種)	1 箇所

① 機器点検 (9 月期及び 3 月期)

電源、制御盤、感知器、排煙装置の外観的異常の有無を点検し、機能的動作が正常であるか確認すること。

② 総合点検 (3 月期)

機器点検に合わせて、運転状況が正常であるかの確認、感知器の感度測定、総合作動及び配線の総合点検を行うこと。

(9) 連結送水管

ア 消火栓送水口	6 箇所
イ 放水口	16 箇所

機器点検 (9 月期及び 3 月期)

送水口、放水口、配管の外観的異常の有無を点検すること。

また、送水口、配管、開閉弁の機能的異常の有無を点検すること。

(10) 防災管理点検 (一般用)

対象面積 20,960.59 m² (庁舎、会議棟、駐車場 (車庫)、気球棟)

作業従事者名簿

令和 年 月 日

[illegible]